



志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

志摩市長

橋爪政吉

志摩市規則第**33**号

志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成16年志摩市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条の4中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

別表第1中「前各号」を「前各項」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第8条関係)

葬 祭 補 償 請 求 書

(実施機関の職氏名)		請求年月日 年 月 日	
様		請求者の住所	
下記の葬祭補償を請求します。		ふりがな 氏 名	
		死亡職員との 続柄又は関係	
1 死亡 職員に 関する 事項	所属部局名		職 名
	氏 名		年 月 日生(歳)
	負傷又は発 病の年月日	年 月 日	死 亡 年月日 年 月 日
2 葬 祭 補 償 請 求 金 額 の 計 算	(A) (補償基礎額) 330,000円+ 円×30= 円		
	(B) (補償基礎額) 円 × 60 = 円		
	(C) (A)、(B) のうち高い金額 □ (A) □ (B)		
3 葬祭補償請求金額			

4 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	受取先金融 機 関 名	銀行 支店	※受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		※ 決 定 金 額	円
		口座 番 号			
		預金名義者		※通 知	年 月 日
	送金小切手	振込先金融 機 関 名	銀行 支店		
	そ の 他			※支 払	年 月 日

〔注意事項〕

請求者は、※印の欄には記入しないこと。
また、該当する□にレ印を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 この規則の適用の日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の4の規定による金額により支給された葬祭補償(その額が66万円未満であるものに限る。)は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。